
第1章

緑の基本計画とは

- 1-1 計画策定の趣旨と位置付け
- 1-2 都市の緑に関する社会の動向
- 1-3 計画の期間
- 1-4 緑のはたらき
- 1-5 計画で対象とする緑

1-1 計画策定の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

「緑の基本計画」は、都市緑地法^{【※】}第4条に基づいて市町村が策定することのできる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画です。

「大府市緑の基本計画」は、本市における将来の緑の望ましい姿を描き、実現のための方針を定めるとともに、広く市民に公表することによって、本市の緑に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。

本市では、平成8年度に最初の「大府市緑の基本計画」を策定し、平成13年度に改訂を行いました。また、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランの見直し等を受けて、平成22年度に現行の「大府市緑の基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定しました。

現行計画は、『育てよう 緑あふれる 健やかなまち』をキャッチフレーズとして、市民・事業者・行政がみんなで協力しながら、多くの恩恵を与えてくれる緑を守り、増やし、育むことで、緑豊かで人もまちも健康である“健やかなまち”の実現を目指してきました。

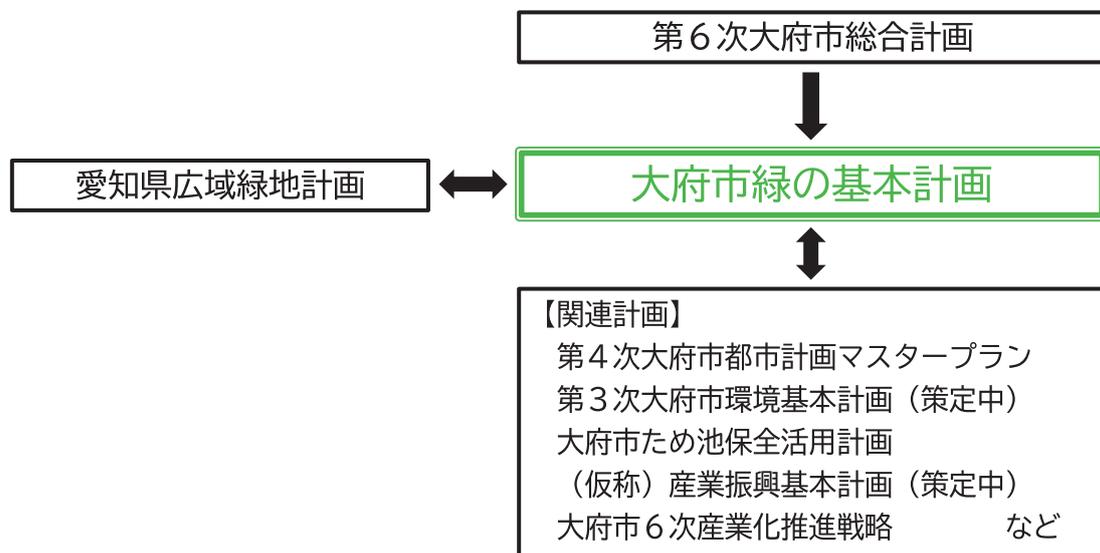
現行計画の目標年度である令和2年度を迎えること、上位・関連計画である「第6次大府市総合計画」、「第4次大府市都市計画マスタープラン」、「愛知県広域緑地計画」の改訂・見直し、そして、都市の緑を取り巻く状況が大きく変化してきていることを踏まえて、今回新たな「大府市緑の基本計画」を策定します。

【※】この印の付いた用語は、資料編に解説を載せています。なお、本文中に同じ用語が何度も出てくる場合がありますが、一番初めに出てくる用語にのみ印を付けています。

(2) 計画の位置付け

計画の位置付けを以下に示します。

本市の市政運営の総合的かつ長期的な指針である「第6次大府市総合計画」の基本構想に即すとともに、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、都市計画の指針である「第4次大府市都市計画マスタープラン」などと適合するとともに、愛知県の「愛知県広域緑地計画」との連携を図ります。



1-2 都市の緑に関する社会の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に、国際社会全体の普遍的な目標として、また、地域の持続的な発展にとっても重要な目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）^{〔※〕}」が設定されています。SDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成されており、全てのステークホルダーが役割を持つ「参画型」、環境・経済・社会の統合的向上を図る「統合性」といった特徴を持っています。

SDGsの17のゴールを見ると、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール15「陸の豊かさを守ろう」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」などのゴールは、緑地保全や緑化推進等の取組と特に関わりが深くなっています。

図 SDGsの17のゴール
資料：国際連合広報センター



(2) グリーンインフラの推進

グリーンインフラ^{〔※〕}は、緑地、樹木、河川、水辺、森林、農地等の自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用し、持続可能で魅力ある社会づくりを進めるという考え方です。

国は、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、一部の先進事例にとどまっていたグリーンインフラの取組を社会資本整備や土地利用等を進める上での全般的な取組として普及・促進するため、令和元年7月に「グリーンインフラ推進戦略」のとりまとめを行いました。推進戦略の中では、グリーンインフラを推進するための方策として、グリーンインフラ主流化に向けて緑の基本計画をはじめとする各種法定計画へ位置付ける必要があるとしています。

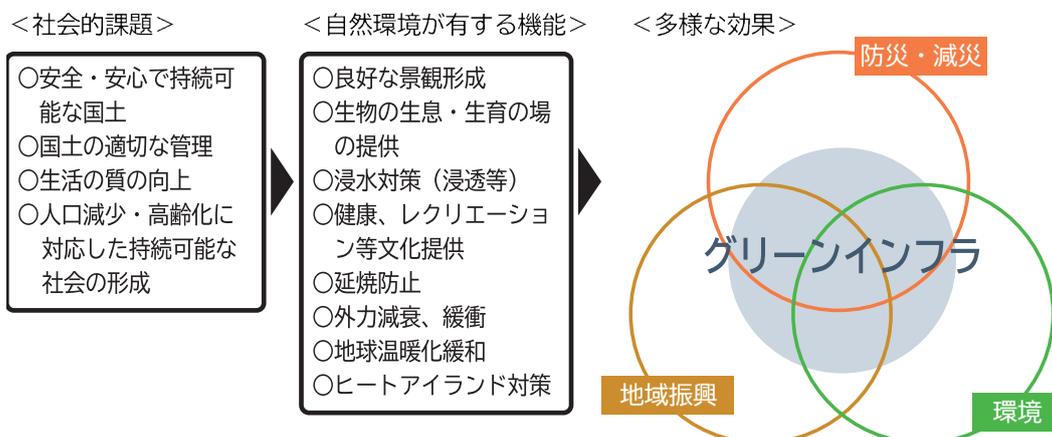


図 グリーンインフラの考え方

資料：国土交通省グリーンインフラポータルサイトを基に作成

(3) 緑とオープンスペース政策の新たな展開

国は、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」(平成26年11月設置 座長:進士五十八 福井県立大学学長)での議論を受けて、緑とオープンスペース[※]のポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージに移行するための基本的考え方と施策の方向性を示しました。

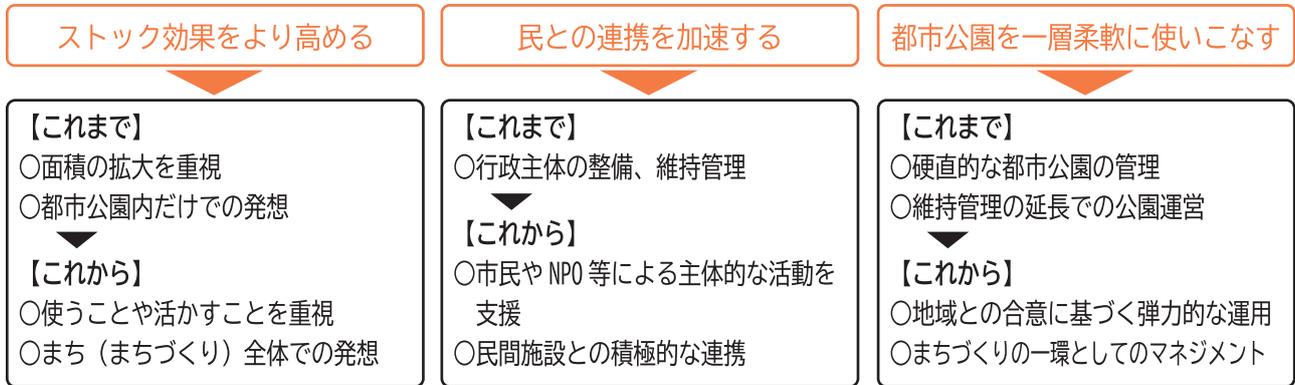


図 今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点
資料:「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書を基に作成

(4) 都市緑地法等の一部改正

少子高齢化や人口減少など都市を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、都市における緑地の保全並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、平成29年6月15日に都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行されました(一部については平成30年4月1日施行)。



図 都市緑地法等の一部を改正する法律の概要
資料: 都市緑地法等の一部を改正する法律の概要資料

Column

グリーンインフラの取組事例

■浸透機能を持たせた植栽帯

雨水を花壇に誘導し、一時的に花壇内に貯めてゆっくり地中へと浸透させるとともに、街の景色を彩る「修景」機能も併せ持った「雨水浸透型花壇」や、保水機能の高いレンガ舗装の下に雨水貯留機能を有する砕石層を設け、植栽への水の供給とヒートアイランド現象の緩和を図る公園、民間敷地内における雨庭の整備等、いくつかの自治体や民間で、欧米のグリーンインフラに近い取組が行われています。

札幌市における「雨水浸透型花壇」の整備



厚別公園



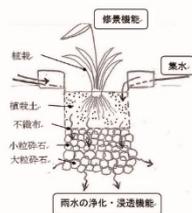
民有地

(サッポロガーデンパーク)

出典：札幌市ウェブサイト

<http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/tokusyuu/usuishinto/index.html>

<「雨水浸透型」花壇のしくみ>



* 植栽による修景と、粒度の異なる砕石層による浸透機能

横浜市 グランモール公園



出典：横浜市ウェブサイト

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ryokka/fair/20160224213055.html#kouen>

横浜市記者発表資料

京都学園大学内の雨庭

雨庭は氾濫原の都市化で失われた植物の生態を可能とするだけでなく、ヒートアイランドも緩和し、治水や利水など様々な機能を持つ、都市のグリーン・インフラストラクチャー(都市基盤)として期待されています。太秦キャンパスにそのモデルを作りました。(出典HPより原文ママ)



出典：京都学園大学

<http://www.kyotogakuen.ac.jp/department/design/landscapedesign/>

資料：国土交通省グリーンインフラポータルサイトを基に作成

■都市環境維持・改善に資する都市公園整備、緑地保全、緑化推進

都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、緑化施設整備計画(都市緑地法第60条)を活用した緑地の確保を推進しています。

気候変動に伴い激化が懸念されるヒートアイランド現象に対し、屋上緑化、壁面緑化、軌道敷緑化等様々な場所で緑化が進められています。

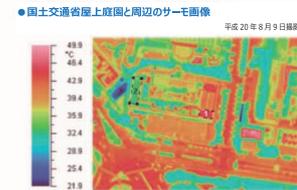
公共における吸収源の確保



吸収源として役割を担う都市緑地の面積
68,000ha(2008年)→74,000ha(2012年)



屋上緑化等(ヒートアイランド対策)



民間における吸収源の確保

緑化施設整備計画の市町村認定を受けた民間緑地の例



出典：社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会 懇談会 資料2 (体裁は作成者により変更)

軌道敷緑化



・鹿児島市市電
(路面電車の軌道敷の芝生緑化によるヒートアイランド緩和)

出典：「未来につなぐ都市とみどり」
(国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室)

資料：国土交通省グリーンインフラポータルサイトを基に作成

1-3 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次大府市総合計画」及び「第4次大府市都市計画マスタープラン」の計画期間と合わせて、令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）までの11年間とします。

「大府市緑の基本計画の進捗管理に関すること」を調査審議する「大府市緑化推進委員会」により、施策の実施状況や計画目標の達成状況等の点検・評価を行い、点検・評価結果は、毎年市ホームページで公表するとともに、市民の意見も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-4 緑のはたらき

少子高齢化や将来的な人口減少に加えて、自然災害リスクの高まり、地球環境問題の深刻化、ひっ迫する財政状況など、都市を取り巻く様々な厳しい制約下において、安全・安心で快適な市民生活を確保するとともに、社会経済の維持・増進を実現させていく必要があります。都市の緑は、以下に示すような緑が持つ多機能性を発揮させることにより、都市における社会的課題を解決し、環境面・社会面・経済面の持続可能性を高めていくことができます。

<環境面での持続可能性への貢献>

① 環境との共生

都市における緑は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象^{〔※〕}の緩和、生物の生息・生育空間としての機能などを有しています。緑がこうした環境保全機能を継続的に発揮することで、環境面での都市の持続可能性を高めることができます。

<社会面での持続可能性への貢献>

② 安全・安心の確保

大震災時の避難地や延焼防止帯としての機能はもとより、海岸防風林や屋敷林による津波被害の軽減、急傾斜地や水害常襲地帯などの災害危険地の保護、雨水の浸透・貯留や遊水池としての洪水調節による水害の抑制など、緑の防災・減災機能を総合的に活用することで、自然災害からの安全・安心の確保に貢献することができます。

③ 健康・福祉の向上

都市公園に限らず、公共的なオープンスペースとしての性格を持つ緑地は、健康の維持・増進に資する運動の場、子どもや子育て世代が安心して遊べる空間、自立した生きがいを感じられる生活につながる地域活動の場などとして貢献することができます。

④ 地域コミュニティの醸成

祭りなどの行事から、アダプトプログラム^{〔※〕}による公園管理や里山管理活動など、地域の共有財産である緑地の利用や管理活動などを通じた交流は、市民の地域への愛着を高めるとともに、地域コミュニティの醸成に寄与します。

<経済面での持続可能性への貢献>

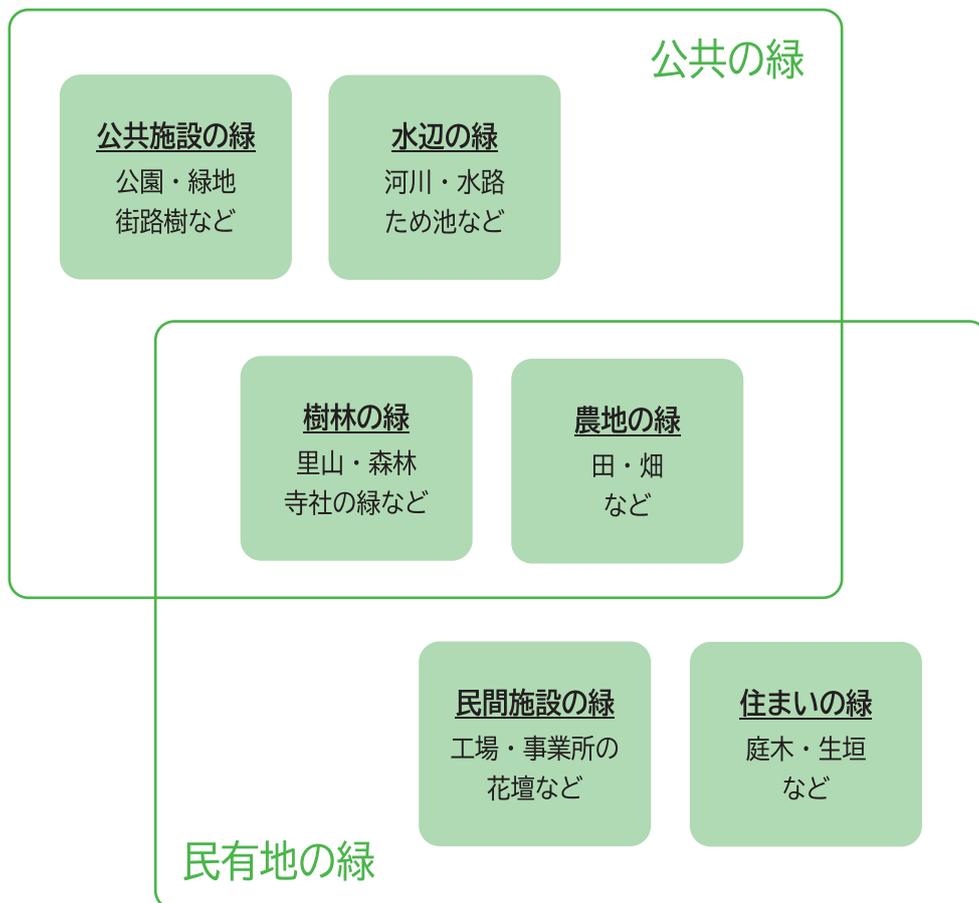
⑤ 地域経済・活力の維持

都市の緑地は、身近な自然環境や高質なオープンスペースとして、ビジネス環境の向上や観光地としての魅力の増進、住宅・宅地の資産価値の向上などを通じて、地域経済・活力の維持に貢献することができます。

1-5 計画で対象とする緑

本計画で対象とする緑は、公共施設の緑、樹林や水辺、農地の緑に加えて、都市の緑化として重要である民間施設や住宅地などの私有地の緑も含まれます。

また、樹林や農地の緑については、私有地の緑としてだけでなく、地域資源の一つとして公共の緑としても位置付けられます。



【市内で見られる計画で対象とする緑】



公共施設の緑（大府駅西側ロータリー）



水辺の緑（星名池）



樹林の緑（大府みどり公園）



農地の緑（稲刈り風景）



民間施設の緑（工場の緑化）



住まいの緑（シビックガーデンコンテスト）